

尼 監 報 告 第 1 2 号

令和元年12月10日

尼崎市監査委員 今 西 昭 文

同 藤 川 千 代

同 開 康 生

同 丸 岡 鉄 也

財務（随時）監査結果報告

地方自治法第199条第5項の規定に基づき実施した監査の結果は、次のとおりであった。



## 第1 監査の概要

### 1 監査の目的等

#### (1) 監査の実施に至る経緯

監査委員が本年10月28日に実施した令和元年8月分例月出納検査の結果、会計管理者所管会計においては、会計管理室の帳簿記録にある現金合計額は41,957,950,270円であるが、正味の現金額は、41,957,790,270円で、160,000円少ない額となっていた。

これは、8月3日及び5日に放置自転車等の保管所（大庄西保管所、小中島保管所）で発生した窃盗被害による一時預け金（つり銭）160,000円の減少に係る会計処理が行われていなかったことによるものである。（窃盗事件の詳細は「第2 窃盗事件の概要」のとおり）

これを含め、本件については、「事件発生に伴う必要な会計処理が行われておらず、会計報告が事実を反映したものとなっていなかったこと」、「事件発生後の各種報告体制が機能していなかったこと」、「出納事務に係る財務規則等に不備があること」等、市長部局における内部統制体制の整備と運用において様々な問題が検出されたことから、本年11月20日に監査委員において地方自治法第199条第5項に基づく財務（随時）監査を実施することとしたものである。

#### (2) 監査の目的

令和元年8月分例月出納検査において検出された内部統制体制の整備と運用に関する諸問題の是正に向けて実施する。

### 2 監査対象事項

- (1) 窃盗被害を受けた際に必要な会計処理について
- (2) 現金保管に係る事件発生後の事務処理体制及び責任体制について
- (3) 現金出納員への委任事務及びつり銭に係る財務規則について

### 3 監査対象組織

会計管理室  
総務局行政法務部行政管理課  
都市整備局土木部放置自転車対策担当

### 4 監査の期間

令和元年11月20日～令和元年12月10日

### 5 監査の実施手順

監査事務局は、令和元年8月分の例月出納検査において検出された課題について所属長ヒアリングを実施し、対象組織の所属長に対し、その内容を説明するとともに事実の存否及び対応への見解を確認した。その後、監査委員は、監査事務局から所属長ヒアリングの結果について説明を受け、監査委員としての監査結果の決定を行った。

## 第2 窃盗事件の概要

対象組織より提出のあった資料によると、窃盗事件の概要は次のとおりである。

### 1 概要

令和元年8月3日（土）尼崎市大庄西町4丁目1番阪神電鉄高架下の大庄西保管所と同年8月5日（月）尼崎市小中島3丁目7番名神高速道路高架下の小中島保管所において、金庫の窃盗被害にあった。いずれも保管所入口の門扉に施錠している南京錠を切断し、事務所のドアガラスを割って開錠した後に、現金の入った金庫を持ち出したと思われる。

### 2 被害状況

#### (1) 大庄西保管所

- ・耐火金庫（重量60kg）
- ・金庫内現金87,500円（つり銭80,000円、放置自転車等返還費用収入7,500円）
- ・事務所扉及びガラスの破壊
- ・南京錠切断5個（門扉用2個、バリカー用3個）

#### (2) 小中島保管所

- ・耐火金庫（重量60kg）
- ・金庫内現金80,000円（つり銭80,000円）
- ・事務所扉ガラスの破壊
- ・南京錠切断2個（門扉用）

### 3 現金の保管状況

会計管理者から放置自転車対策担当課長につり銭として一時預け金を交付し、各保管所では市嘱託職員が金庫内で保管している。また、放置自転車等返還費用収入（以下「返還料」という。）は、市嘱託職員が収入し、金融機関に入金するまでの間、各保管所の金庫内にて保管している（入金は、収入日の翌保管所開所日。ただし土曜・日曜・祝日を除く）。

金庫の設置場所は返還者等から見えないように工夫していた。

19時に保管所業務終了後、当日の返還料と納付書及びつり銭を封筒に分けて金庫内に収納し、事務所と門扉を施錠して保管していた。

### 4 事件後の保管所における防犯対策

警察に被害届を提出し、捜査に協力するとともに、関係職員に対して注意喚起を行った。

金庫の設置については、鉄製ベースボードの上に鉄製バンドで溶接固定し、持ち去られないようにした（9月27日実施済）。

さらに、人感センサーライトの設置（11月8日実施済）、「防犯カメラ作動中」の看板設置（11月15日実施済）を行うとともに、今後、防犯カメラの設置していない保管所については設置することとしている。

## 5 会計管理室における対応

放置自転車対策担当より8月5日に口頭での通知があった後、8月27日付けで「全国市長会公金総合保険事故報告書」の提出があり、保険請求を行った結果、10月7日に保険金217,750円（被害金額相当額167,500円と見舞金50,250円の合計額）が市に入金されている。

また、会計管理者より所属長及び現金出納員に対して、より厳重な公金の管理に努めるよう改めて通知（10月31日付け）を行ったほか、現金保管の検査体制の強化といった対策を講じることとしている。

## 6 職員の賠償責任について

放置自転車対策担当課長より総務局長に対し、事故確認報告書の提出（10月31日付け）がなされ、市長より職員の損害賠償責任はない旨の通知（11月21日付け）がなされている。

### 第3 監査の結果

監査の結果、対象事項における次の課題について、対象組織においては速やかに所要の措置を講じられたい。

#### 委員措置要求事項 1

##### <窃盗被害を受けた際に必要な会計処理について>

〔会計管理室、放置自転車対策担当〕

#### 1 窃盗被害を受けた会計処理の現状

##### (1) 返還料の収納事務

市嘱託職員が保管所にて収納した返還料（自転車1台当たり2,500円）は、指定金融機関等に払込みを行った後、会計管理室において返還料を収納した日付で調定・収納済のシステム入力がされることとなっている。

しかしながら、大庄西保管所において8月2日に収納した返還料7,500円については、窃盗被害により、指定金融機関等に払込みができないことから、所管課において、9月25日に調定のシステム入力（調定日は8月2日付け）を行ったものの、収納済の処理はなされていない。

##### (2) 返還料及びつり銭の減少に伴う会計処理

返還料7,500円及び一時預け金（つり銭160,000円）の窃盗被害による減少に係る会計処理については、放置自転車対策担当において、支出手続を行うための予算措置について関係課との協議を行っており、令和元年12月5日現在において会計処理はなされていない。

#### 2 課題

##### (1) 窃盗被害等の事実を適正に反映した会計報告の実施

尼崎市財務規則（以下「財務規則」という。）に基づき、会計管理者が毎月市長に提出する出納計算書及び指定金融機関が毎月会計管理者に提出する出納報告書、並びに地方自治法に基づく例月出納検査において会計管理者が監査委員に提出する検査資料は、返還料の収納や窃盗被害による現金の減少の事実を適切に反映した会計報告とする必要がある。

しかしながら、令和元年8月分の会計報告においては、事件発生に伴う必要な会計処理が行われておらず、事実を適正に反映するものとはなっていない。

##### (2) 会計の透明性を図る適正な会計処理手続の明確化と周知

地方自治法第210条は、「一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。」と定めている（総計予算主義の原則）。

したがって、現金出納員が保管する返還料やつり銭について、今回の窃盗被害のような現金

の亡失が発生した場合には、現金の保管に関わる者の損害賠償責任の有無の判断や保険の請求等の所定の手続を行うことは当然のこととして、(1)以外にも現金出納員の保管する現金を補填する支出手続等事実に基づく必要な会計処理を行う必要がある。

しかしながら、今回の事案では、現金亡失時における会計処理について明確に定められたものがなかったこともあり、会計管理者において損害補填として10月7日に収入された保険金を財源として歳入還付等の方法で処理を進めようとしていた。

このように、会計の透明性を図る適正な会計処理手続が明確になっておらず、当然、会計管理者より現金出納員等に対して適正な会計処理について周知も図られていない状況にある。

### **【求める措置】**

例月出納検査の会計報告については、現金の収納や亡失等の事実を反映した適正な会計処理を速やかに実施したうえで、適正な報告をするよう求める。

また、今後の会計報告については、総計予算主義の原則のもと、会計の透明性を図る必要があることから、適正な会計処理手続を定め、周知を図るよう求める。

## <現金保管に係る事件発生後の事務処理体制及び責任体制について>

〔会計管理室、行政管理課〕

### 1 事務処理体制等の現状

#### (1) 現金保管に係るマニュアルの現状

昭和61年3月に財務会計事務のシステム化に合わせて作成された「財務会計事務の手引き」では、次のとおり現金の保管の取扱いについて記載されている。

##### ア 現金出納員及び現金取扱員が収納した現金の取扱い

- ・現金出納員及び現金取扱員（以下「現金出納員等」という。）が収納した現金は、当日分をまとめて速やかに指定金融機関に払い込まなければならない。
- ・金融機関の営業時間後に収納した現金は、翌日払い込むまでの間は必ず施錠できる金庫又は書庫に入れ保管しなければならない。
- ・納付書、現金払込書、現金出納日計簿等の証拠書類についても施錠できる場所に入れ保管しなければならない。

##### イ つり銭について

- ・現金出納員等がつり銭を必要とする場合は、つり銭交付申請書に現金出納員名でつり銭を必要とする理由及び金額を記入し、つり銭預かり証とともに会計管理者に提出する。

##### ウ 現金出納日計簿の記録について

- ・現金出納員等が備えるべき帳簿とその記載例が示されており、現金出納日計簿の記載例としては、日付と収納と払込み等の記録をすることが示されている。

#### (2) 現金出納員等に対する会計管理者が実施する検査の現状

会計管理者は、財務規則に基づき、現金出納員等に対して書面検査（2年に1回）と実地検査（4年に1回）を実施している。

現行の書面検査の内容は、現金の収納状況（窓口での取扱時間・納付書の種類、公衆電話使用料、コピーサービス使用料）、金融機関への現金払込時間、現金等の保管場所及び保管責任者、つり銭の交付状況、領収印印影）である。

#### (3) 保管現金の事故発生後の事務処理

現金出納員等は、保管する現金の亡失等があった場合には、直ちに事故報告書を所属部局長に提出し、所属部局長は、その事実を調査確認のうえ事故確認報告書を作成し、自己の意見を付して総務局長に提出することが義務づけられている。なお、当該事故が会計管理者所管に係るもの場合には会計管理者に通知しなければならない。

市長は、事故確認報告書の提出があったときは、認定書により当該職員の賠償責任の有無について認定し、当該職員に通知することとなっている。



なお、地方自治法第 243 条の 2 は、職員が故意又は過失により現金を亡失し市に損害を与えたと認めるときは、「(市長は、) 監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。」と定めている。

## 2 課題

### (1) 保管現金の事故発生後の事務処理体制及び責任体制の明確化及び周知

#### ア 事故発生後の報告処理の明確化

今回の事案では、所管課から所属局長、会計管理室、公有財産課への口頭連絡は直ちに行われていたものの、市長・副市長への報告は、監査委員からの指摘を受けた後の 10 月 31 日であった。

(この報告の際に、防犯対策が弱いとの意見があり、所管課では人感センサーライトの設置、「防犯カメラ作動中」の看板の掲示、防犯カメラの設置といった防犯対策の強化が検討・実施されている。)

しかしながら、現金の事故発生後の事務処理は、職員損害賠償責任の有無の判断(総務局)、予算措置・公有財産損害報告及び保険申請(資産統括局)、現金の事故・公金保険申請(会計管理室)、報道対応・市議会対応(総合政策局)と多くの局室が関係することなどから、事故に関連する局長にとどめるのではなく、市長・副市長へ報告すべきである。

こうしたことから、事故発生後の報告体制のあり方については検討のうえ、明確にしておくことが必要である。

#### イ 事故発生後の事務処理の周知

今回の事案では、財務規則に定める事故報告は、事件発生後に直ちに行うべきであるが、10 月 31 日付けで行われ、総務局長に提出されている。

また、大庄西保管所に備えている現金出納日計簿には、7,500 円の窃盗被害があった事実が記入されていなかった。

上記アに記載したとおり事故発生後の事務処理については多岐にわたることから、事務処理について、事故発生後の事務処理手順等を定めて、今後事務の漏れや遅れがないように、現金出納員等に対して周知を行う必要がある。

### (2) 現金保管のモニタリング(監視・是正)の強化

本年 10 月 31 日に会計管理者より監査委員に提出された報告文書では、次のとおりモニタリングの強化を図るとされているところであり、できる限り早期の実現が求められる。

- ・現金出納員に対する書面による検査を 2 年に 1 度から毎年に変更し、その実態を把握するとともに、その内容が不適切であると判断する場合は、実地にて保管状況等を確認することに改める。
- ・その際、一時預け金の金額の多寡についても精査を求める。
- ・今年度については、準備が整い次第実施する。

**【求める措置】**

保管現金の事故発生後の事務処理体制及び責任体制について、庁内協議のうえ明確化し、関係職員への周知を図るよう求める。

また、会計管理者による現金出納員等への検査体制の強化については、早期かつ着実に実施するよう求める。

## 委員措置要求事項 3

### <現金出納員への委任事務及びつり銭に係る財務規則について>

[会計管理室]

#### 1 現金出納員への委任事務及びつり銭に係る財務規則の現状

##### (1) 現金出納員への委任事務

財務規則の第4条及び別表第3により、現金出納員等が委任を受ける事務は、所管する歳入の収納のみであり、現金の保管は明記されていないが、実態は現金の保管を行っている。

※尼崎市財務規則（抜粋）（令和元年12月時点）

（出納事務の委任）

第4条 会計管理者はその事務のうち出納員に、出納員は会計管理者から委任を受けた事務のうち取扱員に別表第3に定める事務をそれぞれ委任するものとする。

※別表第3（抜粋）

##### 1 現金出納員及び現金取扱員

設置箇所	現金出納員		現金取扱員	
	充てるべき職	委任を受ける事務	充てるべき職	委任を受ける事務
都市整備局土木部	放置自転車対策担当課長	1 所管に係る使用料及び実費弁償金の収納 2 放置自転車等に対する措置に要する費用の収納 3 所管に係る歳入歳出外現金の収納	あらかじめ指定する職員	

摘要 この表の現金出納員充てるべき職の欄に掲げる職にある者には、当該職に係る事務を取り扱う者を含む。

##### (2) つり銭の交付事務等

会計管理者は、現金出納員からの申請に基づき、一時預け金（つり銭）の交付を行い、領収書を徴取しているが、これらの手続は財務規則に定められていない。

## 2 課題

### (1) 出納事務等に係る財務規則の不備

本市においては、つり銭の交付について、「財務会計事務の手引き」に定めるなど、実務として定着しているところである。

しかしながら、行政実例（昭和 38 年 11 月 20 日）の自治省行政課長よりの回答では、「市会計規則で定めるべきか、長の決裁で足りるか」の質問に対して、「会計規則で定めておくことが適当である。」とされている。また、今回、本市を含む人口 40 万人以上の中核市の規則を調査したところ、23 市のうち 20 市がつり銭に係る規定を定めており、規則で定めていない市は本市を含め 3 市のみであった。

現金出納員が保管する現金については、事故があった場合の損害賠償責任の有無が問われるものであり、会計管理者と現金出納員の保管責任の所在については、財務規則で定めて明確にしておくことが望ましいと考えられる。

なお、今回の所属長ヒアリングでは、財務規則の改正について、法規担当部署と協議していく旨の見解が示されており、早期の是正が求められる。

### 【求める措置】

現金出納員への委任事務や一時預け金（つり銭）に係る現金出納事務等については、会計管理者と現金出納員の責任の所在を明確にする観点から、財務規則に明記するよう求める。